

政令番号425 イソプロカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成22年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ 場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県				4.5E+1				45.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県				4.5E+1				45.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県				4.5E+1				45.0
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県				4.5E+1				45.0
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県				4.5E+1				45.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県				4.5E+1				45.0
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県				4.5E+1				45.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県				4.5E+1				45.0
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
	全国				3.6E+2				360.0